

第二二回

参第四号

労働基準法の一部を改正する法律（案）

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の次に次の二条を加える。

（補償額の改訂）

第八十一条の二 使用者は、第七十七条及び第七十九条から前条までの規定による補償を行う場合において、当該補償を行うべき事由の発生した日（前条の場合にあつては当該補償を行う日）の属する四半期の平均給与額が、当該補償を受けるべき労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかる日の属する四半期における平均給与額の百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下るに至つた場合には、その上昇し又は低下した比率に応じて当該労働者の平均賃金を増額し、又は減額して計算した額を支給しなければならない。

前項の規定により難い場合における補償の額の計算の方法その他同項の規定による補償の額の計算について必要な事項は、命令で定める。

第百十九条第一号中「第八十条」を「第八十条、第八十一条の二」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行し、この法律施行後に支給事由の生じた災害補償について適用する。
- 2 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

第一項第三号から第六号までの規定による災害補償については、政府は、労働基準法第八十一条の二に該当する事由がある場合には、同条の例により、その平均賃金を増額し、又は減額して計算した障害補償費、遺族補償費、葬祭料又は打切補償費を支給する。

## 理 由

障害補償、遺族補償、葬祭料及び打切補償について、その補償額を賃金水準に即応させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。